

「地域課題解決を目指した住民の参加と活動、
日常生活を支えあう地域共生社会を目指して」

「ふれあい食堂いこい」 からのレポート



2016. 12. 6 共生型地域福祉拠点普及セミナー
於：渡島総合振興局 3F 講堂
社会福祉法人函館緑花会 理事長 坂本 徳廣

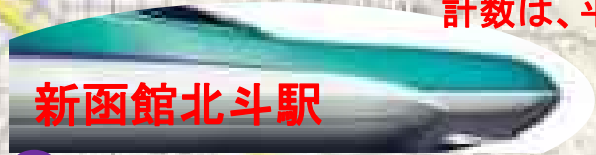
【北斗市の概要】

- 地域包括支援センター1カ所
- 人口 47,260人
- 高齢者人口 12,738人
- 高齢化率 27.0%

ふれあい食堂いこい

北斗市分庁舎地区要図

計数は、平成28年8月末日現在



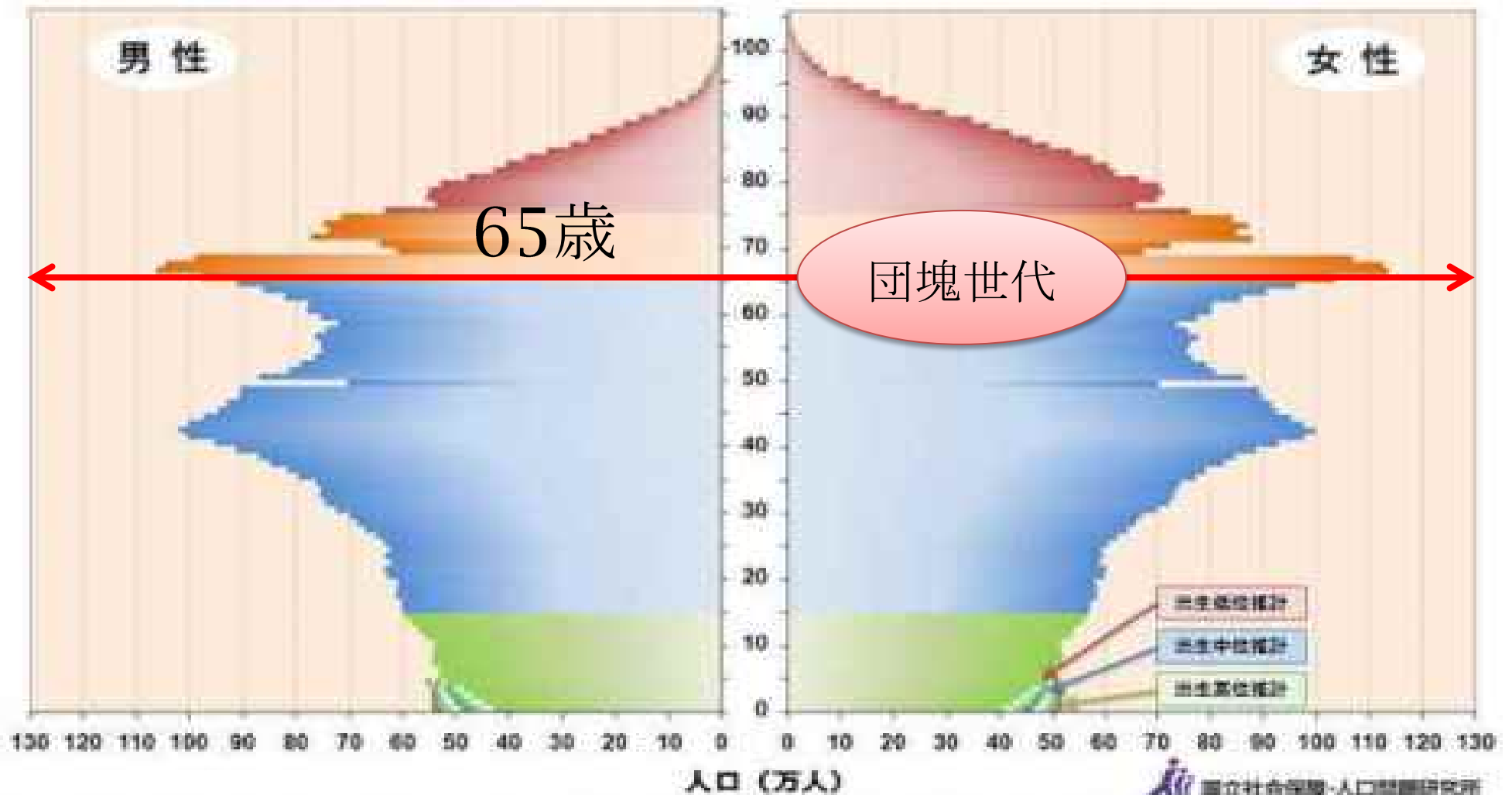
【北斗市分庁舎地区の概要】

- 地区人口 10,448人
- 高齢者人口 2,995人
- 高齢化率 28.7%
- 地域内介護サービス事業者数
- 特養(1)、老健(1)、GH(2)、居宅(3)、小規模多機能(2)、地域密着型特養(1)

1 日本の人口問題、社会保障制度持続存続への危惧と社会福祉法人函館緑花会の役割

2015年

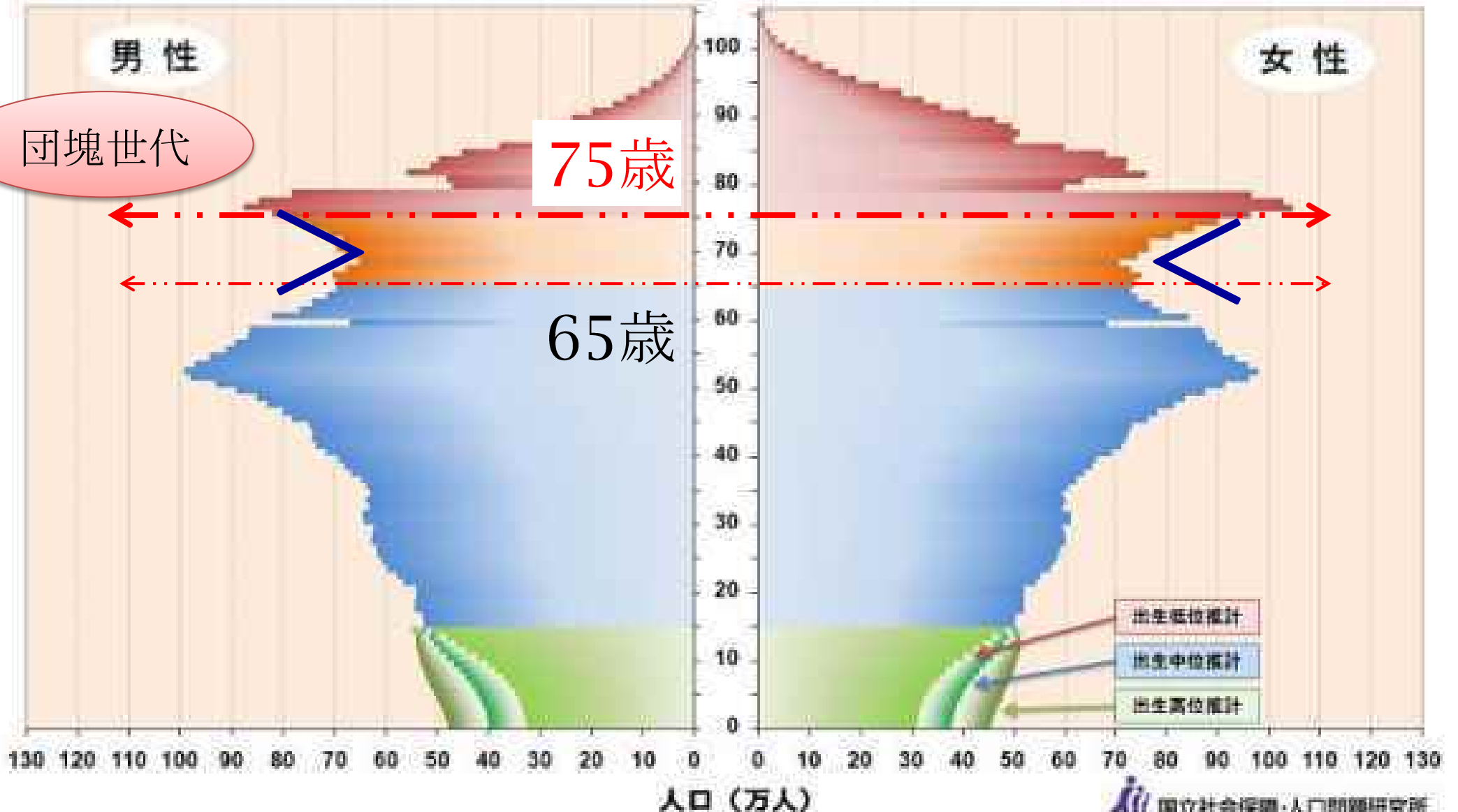
(1) 人口動態予測



資料：1978～2013年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

2025年

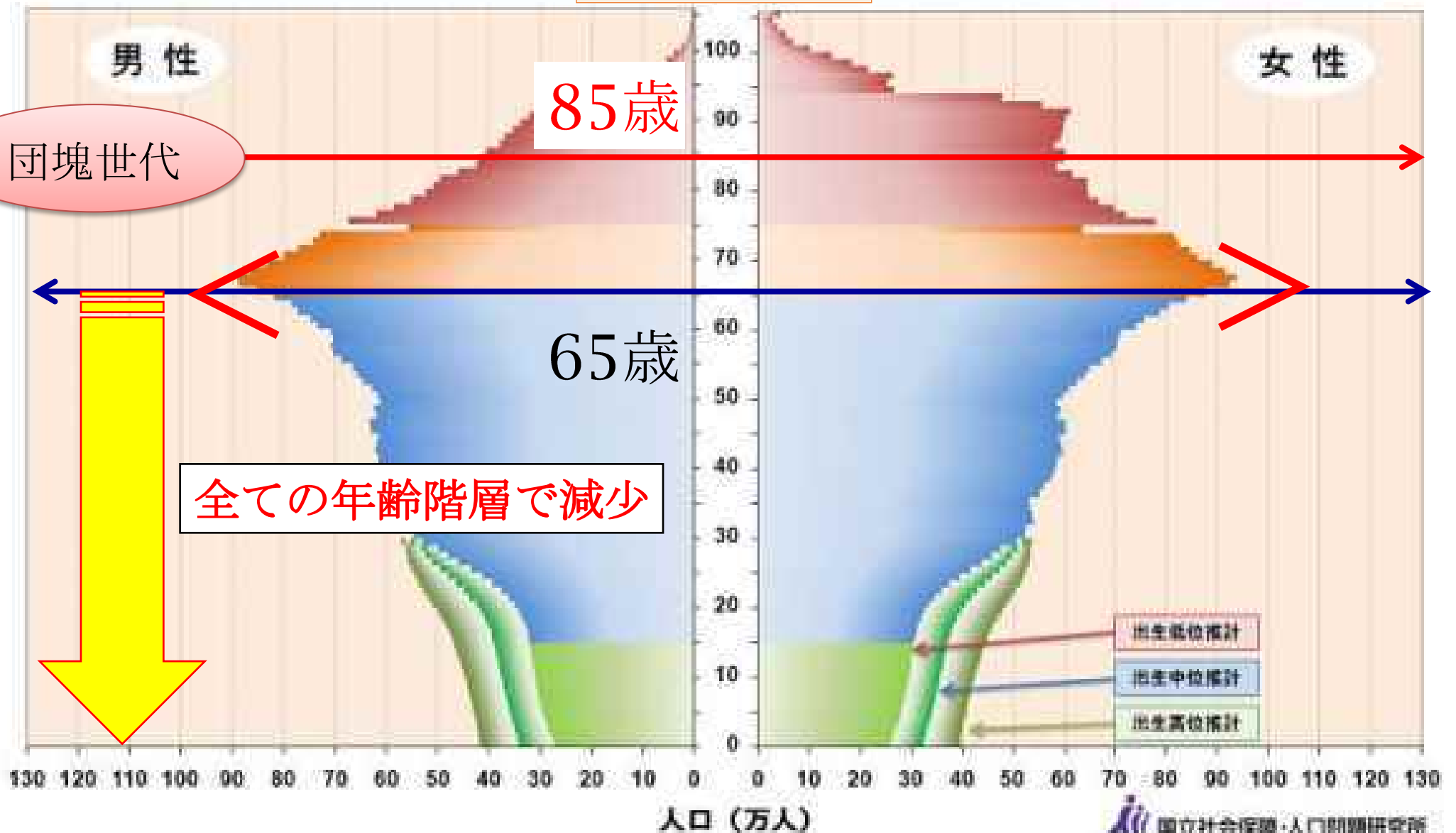
(2) 人口動態予測



資料：1926～2010年：国勢調査。推計人口。2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

2040年

(3) 人口動態予測



資料：1978～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

2 地域包括ケアシステムの構築と社会福祉法人改革

1 社会保障制度改革国民会議報告から

* 規制改革会議、産業成長力会議、予算執行調査など

■ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会（2014. 7. 4）⇒ 社会保障審議会福祉部会（2015. 2/12）

⇒ 改正法案閣議決定（2015. 4/3）⇒ 189通常国会：改正法案の審議（2015. 7：衆議院可決）

⇒ 189通常国会閉会⇒ 190通常国会（1/4～6/1）：継続審議⇒ 改正法施行（H28～、H29～）

に至るまで

2 社会保障費の増嵩と介護保険法の見直し

(1) 一定以上の所得のある利用者の負担は引き上げるべき

(2) 食費や居住費についての補足給付の支給には、資産を勘案すべき

(3) 特養は中重度者に重点化を図るとともに、デイサービスは重度化予防に効果がある給付への重点化を図るべき（特養＝特別養護老人ホーム）

(4) 介護納付金について、負担の公平性の観点から、総報酬額に応じたものとすべきだが、後期高齢者支援金（国費2,300億円）の状況も踏まえつつ検討

(5) 引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む

3 社会福祉法人制度改革での論点

(1) 経営組織のガバナンスの強化

(2) 事業運営の透明性の向上

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

(5) 行政の関与の在り方



3 社会福祉法人の本旨の再確認

福祉ニーズの多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度（＝社会福祉事業）では十分に対応できない者（※）に対する支援の必要性が高まっている。※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者など

社会福祉法人の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人（社会福祉法第24条）

社会福祉法人の本旨に基づき無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
- 規制改革実施計画（閣議決定）においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
⇒ 日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け